

各利用券の交付を希望される方は次のとおり申請をお願いします

## 令和2年度越生町地域交通タクシー・バス利用券の新規・更新の申請

日常生活で必要とされる  
買物や医療機関への受診  
などの交通手段の確保と利  
便性の高い公共交通サービ  
スを提供するため、対象者  
にタクシーとバスの利用券  
を交付し、その利用した運  
賃の一部を助成しています。

### 利用までの流れ

受付開始日 4月1日(水)  
午前9時～

※4月1日(水)～7日(火)は混  
雑が予想されます。時間  
に余裕をもってお越しな  
ださい。

申請場所 役場2階202  
会議室

提出書類 申請書(企画財  
政課窓口または申請場所  
で配布)

※新たにタクシー利用料金  
の助成を受ける方は、顔  
写真(縦3cm×横2cm)  
をご持参ください。

※更新申請される方は利用  
者証を必ずお持ちください。

利用者証・利用券の交付

○新規の場合 申請後、利  
用券のお渡しまでに1週  
間程度かかります。利用  
券の受け取りは必ず利用  
者本人がお越しください。

○更新の場合 申請時に利  
用券をお渡しします。未  
使用の利用券がある場合  
はご持参ください。  
※どちらか代理の申請が可  
能です。

### タクシー利用料金助成事業

対象者 自動車運転免許証  
の返納者と70歳以上で自  
動車を所有していない方  
※令和2年度に70歳に到達  
する方を含みます。

※自動車所有していない  
とは、本人または本人の  
家族等が自動車を日常生  
活の交通手段として使用  
することができない場合  
をいいます。事故等によ  
り一時的に自動車を所有  
していない場合は含まれ  
ません。

利用券 1枚あたり500円  
年間交付限度枚数 72枚(年  
間)

度途中の申請の場合は月  
割り)

1回の利用限度枚数 3枚  
※利用限度枚数を超えた料  
金は自己負担となります。  
※端数が生じた場合は自己  
負担となります。

例…運賃が1300円の  
場合は利用券2枚と現金  
(自己負担) 300円  
※利用券をお持ちの方同士  
で乗り合わせることで、  
利用券を有効に使用する  
ことができます。

例…利用登録者が2人で  
乗車した場合は3000  
円分まで利用可  
利用範囲 ○町内での乗降  
による利用

※毛呂山町内の埼玉医科大  
学病院とハピネス館は利  
用できません。

○日常生活で必要とされる  
場所への移動(買い物、  
通院、公共施設、金融機  
関、駅、バス停等)

バス利用助成事業  
対象 自動車運転免許証の

返納者と70歳以上の方  
※令和2年度に70歳に到達  
する方を含みます。

利用券 1枚あたり1000円  
年間交付限度枚数 200枚  
1回の利用限度枚数 3枚  
※利用限度枚数を超えた料  
金は自己負担となります。  
※端数が生じた場合は自己  
負担となります。

例…運賃が2300円の場  
合は利用券2枚と自己負  
担額30円  
利用範囲 町内での乗降に  
よる利用

※1月31日に越生駅東口に  
乗り入れた鳩山町営路線  
バスも町内(越生駅東口  
・越生駅入口・山吹大橋  
北・県立越生高校前の区  
間)での乗降に限り利用  
できます。

企画財政課 企画担当  
☎内線224

日常生活で必要とされる  
場所への移動(買い物、  
通院、公共施設、金融機  
関、駅、バス停等)

バス利用助成事業  
対象 自動車運転免許証の



## 補聴器で「健康寿命」を延ばす！

より自然！  
さらに楽ちん！

# 補聴器



認定補聴器  
技能者のいる店

イチカク

坂戸市日の出町9-20 TEL 281-0107  
営業時間 10:00～18:30  
定休日 月曜日・第2月火連休

広告

新婚夫婦のみなさんへお知らせ

### 新婚夫婦に結婚祝金を交付します

祝金額 1組10万円

対象 次の条件をすべて満たしている新婚夫婦

- 夫婦どちらかが婚姻日時点で40歳未満であること
- 婚姻日から6か月以内に越生町に住所があり、居住していること
- 申請日から3年以上、越生町に定住する意思があること
- 過去にこの祝金の交付を受けた方との結婚でないこと

こと

- 同一人との再婚でないこと
- 町税等に滞納がないこと
- 申込み 婚姻日から1年を経過した日以後1年以内に、次の書類を町民課窓口へ提出
  - 提出書類
    - 結婚祝金交付申請書
    - 戸籍謄本（町外に本籍がある場合）
    - 宣誓書（定住の意思等を確認できる書類）



町民課 住民担当

TEL内線 123・124

広く町民のみなさんのご意見を募集するため

### 「地域福祉計画策定委員会」の委員を募集します

応募資格 町内在住の18歳以上の方（越生町の特別職の職員で非常勤の方、町議会議員、町職員を除く）

募集人数 2名以内  
採用方法 書類選考  
内容 第2期越生町地域福祉計画（令和3年度～7年度）に関する意見や提案

※会議は、4月から令和3年3月までに4回程度、平日の昼間に開催する予定です。

報酬 規定に基づき支給  
申込み 申込書に住所、氏名、電話番号、性別、生年月日、職業、応募の動機（400字～600字程度）を記入のうえ、3

月25日(水)までに提出（郵送・電子メール可）。

※申込書は健康福祉課窓口で配布または町ホームページからもダウンロードできます。

健康福祉課 福祉担当

TEL内線 111・113

みなさんからの「ご意見を募集します

### 「越生町地域防災計画」の改正案に関する意見を募集します

町では、令和元年台風第19号の教訓や災害対策基本法等の改正を踏まえ、『越生町地域防災計画』の改正を進めています。このたび、計画の改正案の概要がまとまりましたので、同計画をより良いものとするため、みなさんからの意見を募集します。

ル・郵送可）

※意見提出書は総務課窓口で配布または町ホームページからもダウンロードできます。

その他 ○ご意見は、越生町地域防災計画の改正を行う際の検討資料にします。○お寄せいただいた意見は、その意見に対しての町の考えを添えて、総務課窓口と町ホームページで公表します。なお、個別の回答は行いません。

意見募集 3月2日(月)～16日(月)

応募資格 ○町内在住、在勤、在学の方

- 町内に事務所、事業所を持つ人・法人・団体
- 町内に対し納税義務のある人・法人・団体
- 本改正案に利害関係のある人・法人・団体

閲覧場所 総務課窓口  
※町ホームページでもご覧になれます。

応募方法 意見提出書に必要事項を記入のうえ募集期間内に町へ提出（メー



総務課 自治振興担当

TEL内線 215

FAX 292-5400

webmaster@town.ogose.saitama.jp